

太田市重層的支援会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の規定に基づき市が実施する重層的支援体制整備事業による援助を要する者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切かつ円滑な支援を図るため、太田市重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて適切性を協議すること。
- (2) 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン終結時等において、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援の終結を検討すること。
- (3) 社会資源の充足状況の把握とその開発に向けた検討を行うこと。

(会長)

第3条 重層的支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、福祉こども部社会支援課長をもって充てる。
- 3 会長は、重層的支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(組織)

第4条 重層的支援会議の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(重層的支援会議の開催)

第5条 重層的支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 重層的支援会議の会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 重層的支援会議の庶務は、社会支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、重層的支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

会 長	社会支援課長
構成員	社会支援課の職員
	障がい福祉課の職員
	こども課の職員
	児童施設課の職員
	健康づくり課の職員
	介護サービス課の職員
	会長が必要と認める者